休会及び復会規程

- 第 2 条 休会は、本学会の会員が次に掲げる事由により、会員としての活動ができない場合に許可する。
 - (1)海外留学
 - (2)病気療養
 - (3) 育休·産休
 - (4) 介護休業
 - 2. 前項の定めにより休会した会員は、会員資格を保留した上で、当該年度または次年度以降の会費を免除されるが、一切の権利を行使できない。
 - 3. 休会期間中の会員に対しては、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 会員歴年数には、算入しない。
 - (2) 専門医受験資格に必要な期間計算に算入しない。
 - (3) 指導医申請資格に必要な期間計算に算入しない。
 - (4) 本部評議員及び支部評議員申請資格に必要な期間計算に算入しない。
- 第 3 条 休会を希望する会員は、所定の方法により速やかに休会申請し、理事長の承認を 受けなければならない。なお、休会する者は、未納会費がないことを条件とする。
- 第 4 条 休会期間は、同一事由で3年以内とする。
 - 2. 前項の定めにかかわらず、理事長が認めた者については、所定の手続きを経て、3年を上限に休会期間を延長することができる。
- 第 5 条 休会事由がなくなったときは、所定の方法により速やかに復会申請し、理事長の 承認を受けなければならない。なお、復会する者は、速やかに当該年度の会費を納 入しなければならない。
- 第 6 条 休会または復会時の会員歴への算入は、次の区分により取り扱う。
 - (1) 休会時の会員歴
 - ・休会年度の会費を納入済みの場合、当該年度の休会以前の在籍期間分について有効とし、通算する。
 - ・休会年度の会費を未納入の場合、当該年度を無効とし、算入しない。

(2) 復会時の会員歴

- ・復会年度の会費納入時に当該年度の在籍期間分について有効とし、通算する。
- 第 7 条 休会満了日の1ヶ月前までに休会延長申請または復会申請が行われない場合は、 電磁的媒体または書面により自動復会となる旨を通知し、休会期間満了日の翌日に 自動復会とする。

(附則)

本規程は、令和6年9月9日より施行する。